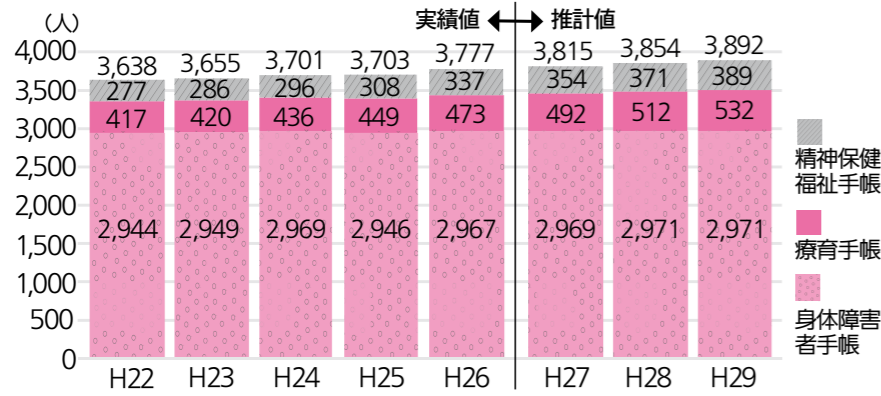


障害者手帳所持者の推移



サービス基盤整備を推進
平成23年8月に「障害者基本法の一部を改正する法律」が施行され、その後、平成24年6月に成立した障害者総合支援法では、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実など、障がい者の日常生活や社会参加を総合的に支援する体制が整備されました。

平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立し、行政機関などは、「社会的障壁の除去」を障がい者や家族から求められた場合に「合理的配慮」をすることを義務付けることとなりました。

市独自のサービスも計画

本計画は、国が定める障がい福祉サービスの「訪問系サービス」と「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援」「障がい児サービス」と、市独自の福祉サービス「地域生活支援事業」の六つに区分されてい

ます。訪問系サービスでは、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを、日中活動系サービスでは、主にデイサービスやショートステイ、就労訓練などを記載。居住系サービスでは、グループホームや施設入所、相談支援では、サービス利用などの相談を、障がい児サービスでは、児童発達支援や放課後デイサービスなどを記載しています。

また市独自の福祉サービスである地域生活支援事業では障がい者理解の促進やボランティアへの支援、手話通訳者を派遣する意思疎通支援、円滑な日常生活のための日常生活用具の給付、移動の支援などのサービスを記載しています。

これらには、障がい者の自立支援に向けた目標設定やサービスの種類、見込み量を定めています。

また市独自の福祉サービスである地域生活支援事業では障がい者理解の促進やボランティアへの支援、手話通訳者を派遣する意思疎通支援、円滑な日常生活のための日常生活用具の給付、移動の支援などのサービスを記載しています。

また市独自の福祉サービスである地域生活支援事業では障がい者理解の促進やボランティアへの支援、手話通訳者を派遣する意思疎通支援、円滑な日常生活のための日常生活用具の給付、移動の支援などのサービスを記載しています。

また市独自の福祉サービスである地域生活支援事業では障がい者理解の促進やボランティアへの支援、手話通訳者を派遣する意思疎通支援、円滑な日常生活のための日常生活用具の給付、移動の支援などのサービスを記載しています。

「障がい者」の定義

障害者基本法第2条に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいや社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にあることを言います。

「障がい」の表記

漢字表記であった「障害」の文字は、法令などに基づくものや固有名詞などを除き、原則として「障がい」と表記します。



▲市障がい者理解教育推進校での福祉体験学習（恵那北中学校）

障がい者に関する計画は、主に二つあります。一つは、障害者基本法に定める市の障がい者の福祉施策に関する計画「障がい者計画」。もう一つは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に定める市の障がい者の福祉サービスについての計画「障がい福祉計画」です。

第4期障がい福祉計画 3年間の計画を策定

障がいは、事故や病気などにより、誰にでも生じる可能性があるものです。障がいのある人もない人も、共に生き生きと生活できるまちづくりが求められています。「障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に定める市の障がい者の福祉サービスについての計画です。ここでは、来年度から平成29年度までの3年間の「第4期障がい福祉計画」の内容をお知らせし、皆さんから意見を募集します。

第4期障がい福祉計画の期間

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
市障がい者計画									
市障がい福祉計画									

計画(案)への意見をお寄せください

市では、市民の意見を計画に反映させるため、第4期障がい福祉計画（案）への意見を募集します。計画案は、社会福祉課や本庁舎情報公開コーナー、各振興事務所、市中央図書館で閲覧できます。市ウェブサイト（<http://www.city.ena.lg.jp/>）にも掲載しています。閲覧期間は、意見募集期間と同じです。
□締め切り 2月16日(月)

□募集方法 本紙1日号（1月1日号など）に折り込みの広報直通便、官製はがき、ファクス、電子メールなどで、①氏名②住所③連絡先一を明記し、お寄せください。見出しは、「障がい福祉計画」などとしてください。
☎ 社会福祉課 〒509-7292（住所不要）☎ 26-2111（内線181）、☎ 25-7294、✉ shakaifukushi@city.ena.lg.jp

※「障害者手帳所持者の推移」のグラフには、障害者手帳を持たない発達障がい者や難病患者、高次脳機能障がい者などの人数を含んでいません。

自立と自己実現に向け目標を設定

見直し計画案に意見を